

柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月17日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第18号

柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柴田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年柴田町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条（略） 2 特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3～5（略）</p>	<p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条（略） 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3～5（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。